

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 7 月 4 日

審査機関名 ペリージョンソン レジストラー
クリーン ディベロップメント メカニズム株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	市有施設におけるペレットボイラーの導入による 温室効果ガス削減事業
排出削減事業者名	伊達市
排出削減共同実施 事業者名	公益財団法人 北海道環境財団
事業実施場所	伊達市役所本庁舎：北海道伊達市鹿島町 20 番地 1 伊達市立くるみ保育所：北海道伊達市末永町 94 番地 91
事業の概要	市役所本庁舎及び保育所において暖房用に使用されていたボイラーについて、それぞれ化石燃料である A 重油及び灯油を使用する油焚ボイラーから木質ペレットボイラーに更新することで、二酸化炭素排出量を削減する。
排出削減量の計画	2009 年度：124 tCO ₂ /年 2010 年度：189 tCO ₂ /年 2011 年度：195 tCO ₂ /年 2012 年度：195 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 703 t-CO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 11 月 16 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所： 伊達市役所本庁舎：北海道伊達市鹿島町 20 番地 1 伊達市立くるみ保育所：北海道伊達市末永町 94 番地 91
追加性を有すること	1) 本排出削減事業は法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、省エネルギーおよび CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者、その他関連事業者への質問等により確認した。 2) 本事業が実施されない場合に既存設備が継続して使用可能であることを、既存設備のメンテナンス記録、本排出削減事業者への質問等により確認した。 3) 本事業の投資回収年数については、本排出削減事業者、その他関連事業者への質問、入手した根拠資料を基に計算した結果、本事業計画書に記載された 7.8 年（本庁舎）、7.3 年（くるみ保育所）であることを確認した。また、本事業では保育所分のみ補助金（北海道：平成 22 年度地域づくり総合交付金）を受領し、投資回収年数算定では補助金分が控除されていることを確認した。 4) 既存設備は継続して使用可能であり、投資回収年数も長いこと経済的見地から判断して本事業が魅力的な案件とはなり得ないが、伊達市の環境政策方針及び特に同市大滝地区の森林整備と有効活用を含む農林水産業の活性化政策方針と国内クレジット制度の活用との調和が、本事業への投資決定の重要な要因となったことを確認した。
主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加について、排出削減事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本事業では、承認排出削減方法論 001「ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算しており、また方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>【001】「ボイラーの更新」</p> <p>適用条件 1：本事業では、方法論上高効率化は問われない更新設備として、木質バイオマスボイラーが導入されていることを現地にて確認した。</p> <p>適用条件 2：既存の設備の使用年数について、本庁舎の既設ボイラーは法定耐用年数である 15 年の 2 倍を超過していたが、くるみ保育所の既設ボイラーも含め、現地でのメンテナンス記録の確認、事業者への質問により更新時において問題なく継続して使用可能な状態であったことを確認した。</p> <p>適用条件 3：各事業実施場所での目視確認及び配管図の確認、ならびに関係者への質問等により、更新後ボイラーにより生産した温水を各事業所内の熱利用のために用いることを確認した。</p> <p>その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法、モニタリング対象の QA/QC が適切であることについて、排出削減事業者および関係者への質問、関連書類の閲覧により確認した。</p>
----------------------------	---

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4 . 特記事項

更新後ボイラーの燃料となる木質ペレットは、伊達市木質ペレット製造施設条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づき、伊達市（主に大滝地区）の森林における除間伐の際に不要となった木材（カラマツ）を原料としており、国内産の未利用材であることを事業者への質問、関連資料等により確認している。

以上